

2025年度 学校経営方針

1 校 訓 『 輝 』 科学の光・自然の光・人間の光

2 教 育 目 標 人権尊重の精神のもと、「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力」を育み、心豊かで自立する児童の育成

3 経 営 方 針

- (1) 主体的に他者と協働しながら、課題を発見・解決し新たな価値を創造する力を育む。
- (2) 個性を伸ばし、児童主体の魅力ある学校づくりをめざす。
- (3) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、児童の課題に対応した授業改善を進める。
- (4) グローバル化や高度情報化社会に対応した情報活用能力を育成する教育を推進する。
- (5) 一人一人の教育的ニーズを踏まえた特別支援教育の充実を図る。
- (6) 地域の自然・伝統・文化を活かして、豊かな人間性を育む。
- (7) 教育活動全体を通して、自他の人権を守ろうとする実践力を養う。
- (8) 災害や不審者、感染症等に対する危機管理意識を高め、安全で信頼される学校運営を推進する。
- (9) 教師自ら、専門性と実践的指導力の向上に努めるとともに、小中一貫教育を推進し効果的な指導を行う。

4 めざす児童像

・ かしこさ (知)	学ぶ	確かな学力		「生きる力」
・ やさしさ (徳)	係わる	豊かな心		
・ たくましさ (体)	鍛える	健やかな体		

5 めざす学校像

- ・ 学ぶ楽しさが味わえる学校
- ・ 自尊感情を育み、一人一人が生き生きと過ごせる学校
- ・ 豊かな自然や人材を活用しながら、地域とともに歩む学校

6 めざす教師像

- ・ 児童の学びに向き合い、児童を主役にできる教師
- ・ 保護者、地域から信頼される教師
- ・ 高め合い、協働し合う教師

7 努 力 目 標

- (1) 少人数学級の利点を活かし、異学年合同学習を取り入れ、学習内容の習熟に応じた指導や補充的・発展的な学習の充実を図る。
- (2) 感性を磨き、自らの見方や考え方を豊かに表現できる力を育てる。
- (3) 子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図り、「主体的・対話的で深い学び」を推進する。
- (4) 教育の情報化に取り組むとともに、ICT環境を適切に活用し学習活動の充実を図る。
- (5) 集団生活の中で、互いにルールを守り、助け合い、ともに向上しようとする態度を養う。
- (6) 人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤とした人権教育の充実を図る。
- (7) 心身を鍛え、体力や運動能力の向上を図るなど、健康安全への自覚と困難に負けずにやり抜く態度を養う。
- (8) 小中学校における児童生徒・教職員の交流や教育課程の編成等について工夫し、小中9年間を見通した効果的な指導により、確かな学力の育成を図る。

【重点実践事項】

(1) 学習指導

- ① 全国学力・学習状況調査の結果等により、児童の生活実態や学習状況等を適切に把握し、課題の改善に向け組織的に取り組む。
- ② 各教科等において、対話を通して、主体的に学び合う子どもの育成を図る。
- ③ 総合的な学習の時間では、体験活動を通して、課題の解決や探究活動に主体的・創造的に取り組む態度や能力を育てる。
- ④ 外国語教育を通して、英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解と日本文化を大事にする心を育む。
- ⑤ 発達の段階に応じて、ICTの活用・情報モラルの向上を図るとともに、プログラミング的思考を育成する。
- ⑥ 交流体験や奉仕活動を取り入れた福祉体験を通して、豊かな人間性と社会性を養う。
- ⑦ 朝学習の充実や家庭学習の手引きを活用し、主体的に学ぶ態度や家庭での学習習慣の確立をめざす。

(2) 道德教育

- ① 教育活動全体を通じて道德性を養う。
- ② 多様な指導方法や他者と自己との「対話」により、生き方についての考えを深める授業づくりを推進する。
- ③ 豊かな人間性を育てることで、自分を大切にするとともに、互いを思いやり、他者を自分と同じように尊重できる心を育てる。
- ④ 郷土に対する認識を深め、郷土の発展に努めようとする実践意欲を育てる。

(3) 人権教育

- ① 教育活動全体に位置づけた全体計画のもとに、系統的・総合的に指導することを通して、人権尊重の視点に立った学校づくりを推進する。
- ② 生命の尊厳を基盤に、自他に対する肯定的な態度と共生社会の実現に主体的に取り組む実践力を育成する。
- ③ 偏見や差別などの社会の不合理を見抜き、それを正し、差別を解消しようとする実践力を養う。
- ④ 発達段階に応じて、生に対する正しい知識を習得し、多様な性について理解を深め、自他を尊重する実践力を養う。

(4) 特別支援教育

インクルーシブな観点から一人一人の教育的ニーズを把握し、関係機関との連携を深めながら、きめ細かく適切な教育的支援を行う特別支援教育を推進する。

(5) 生活指導

- ① 社会や学校における基本的なルールを守るとともに、返事・挨拶・姿勢・生活マナーの実践等、日常の機会を捉えて指導し、基本的生活習慣を身に付けさせる
- ② 心の通い合う学級活動等の集団活動の中で、自主的・実践的な態度を育成する。
- ③ 一人一人の内面の共感的理解と人間的ふれあいを通した生活指導に努める。

(6) 健康安全教育

- ① 心身の健康問題に適切に対応し、生涯を通じて健康で安全な生活を主体的に送るための基礎を培う。
- ② 家庭・地域と連携し、食生活に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう食育を計画的に推進する。
- ③ 施設設備の日常及び定期点検（月1回）等を通して、健康で安全な学校生活が送れる施設整備と環境づくりに努める。
- ④ 防災教育や各種訓練等の実施により、児童の安全意識や防災スキルの向上を図る。
- ⑤ ポストコロナ社会において、感染症等に対する予防対策を正しく理解させ、安全・安心な教育環境づくりに努める。

(7) 家庭・学園・地域との連携

- ① 児童の学びを支えるため、学校・家庭・学園・地域が自覚と責任をもち、一体となって児童の教育に取り組む。
- ② 地域や家庭・学園との連携を密にして、信頼される学校づくりを推進する。
- ③ 地域人材の活用を進め、多様な活動を通して主体的な学びの意欲を育てる。